

山間地域農業活性化支援助成金交付規程

(趣旨)

第1条 社団法人宮崎県農業振興公社(以下「公社」という。)は、きらり輝く山間地域農業活性化プロジェクト事業費補助金交付要綱(平成20年7月17日宮崎県農政水産部農政企画課定め。)第3条第4項の規定に基づく補助金交付規程として、この規程を定め、山間地域の活力再生を図るため地域集落自らが、自らの意思で実施する農業振興を基軸とする活性化を図ろうとする集落等に対し山間地域農業活性化支援助成金(以下「助成金」という。)の交付を行う。

(交付対象集落)

第2条 助成金の交付を受けることのできる者は、きらり輝く山間地域農業活性化プロジェクト事業実施要綱(平成20年7月17日宮崎県農政水産部農政企画課、地域農業推進課定め、以下「実施要綱」という。)第3条第2項に規定する集落(地域)組織(以下「集落等」という。)で、実施要綱第4条第3項の規定により宮崎県山間地域農業活性化支援本部(以下「支援本部」という。)において集落活性化企画書の採択の通知を受けた集落等とする。

(交付する助成金の額等)

第3条 交付する助成金の額は、支援本部が定めた額とする。

(助成金の交付手続き等)

第4条 助成金の交付を受けようとする集落等の代表者(以下「申請者」という。)は、所管の実施要綱第2条第2項に規定する宮崎県山間地域農業活性化支援センター(以下「支援センター」という。)並びに支援本部を経由し、助成金の交付申請書(以下「交付申請書」という。)に当該助成金対象事業(以下「対象事業」という。)の事業計画書と収支予算書を添付して、公社に提出するものとする。

2 公社は、前項の申請のあったときは、交付申請書の事業の内容について、支援本部と協議し、助成要件を満たし、助成金を交付することが適当と認定されたときは、申請者に対し助成金交付決定通知書を送付するものとする。

3 申請者は、助成金交付決定通知書を受領した後、対象事業を変更しようとする場合は、変更交付承認申請書を、対象事業を中止若しくは廃止しようとするときは、事業遂行困難等報告書を公社に提出しなければならない。

4 公社は、前項の申請書又は報告書の提出があったときは、支援本部と協議し、助成金交付決定変更通知書又は助成金交付決定取消通知書を申請者に送付するものとする。

5 申請者は、対象事業完了後に助成金交付請求書を公社に提出するものとする。

6 公社は、前項の助成金交付請求書に基づいて申請者に対し助成金を交付する。ただし、申請者の申し出により、公社が支援本部と協議し必要があると認められた場合には、対象事業完了前に助成金を交付できるものとする。

7 申請者は、対象事業の完了の日から起算して30日を経過した日までに実績報告書に対象事業の事業実績書、収支精算書を添えてを公社に提出するものとする。

(助成金等の管理)

第5条 申請者は、交付された助成金並びに対象事業に係る会計帳簿及び証拠書類を、対

象事業の終了の年度の翌年から起算し5年間保存しなければならない。

ただし、対象事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）で補助金等の交付に関する規則（昭和39年12月1日宮崎県規則第49号）（以下「規則」という。）第21条の規定による処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳その他の関係書類を整備保管しなければならない。

- 2 申請者は、取得財産等を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない
- 3 申請者は、支援本部及び支援センター並びに公社の役職員が、取得財産等その他必要な場所に立ち入り、取得財産等の利用状況、書類、帳簿その他必要な事項又は、取得財産等を調査することを拒んではならない。
- 4 申請者は、取得財産等を助成金の交付の目的に反し使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供しようとする場合は、遅滞なくその旨を公社に報告しなければならない。

（助成金の返還）

第6条 公社は、前条第4項の規定による報告があったときは、支援本部と協議し助成金の返還が必要と認められる場合には、既に交付した助成金の全部または一部の返還を申請者に対し求めるものとする。

（助成条件）

第7条 申請者は、助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない部分については、この限りでない。

- 2 前項ただし書きの規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした申請者は、第4条第7項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合には、これを助成金から減額して報告しなければならない。
- 3 前項の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした申請者が実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額したその金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第12号により速やかに報告し、公社の返還の求めを受けて、仕入れに係る消費税相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

附 則

この規程は、宮崎県山間地域農業活性化支援本部長の承認のあった日（平成20年7月28日）から施行する。